リネットジャパングループ株式会社

証券コード：3556

ReNet.jp group

第21期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年12月22日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
グローバルゲート
「名古屋コンベンションホール」
4階406会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 取締役4名選任の件

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、極力書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

ReNet.jp group

企業理念

ビジネスを通じて
「偉大な作品」を創る

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第21期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

代表取締役社長

当社は2000年に創業し、本年7月に創業20周年を迎えることができました。これも、ひとえに株主様はじめステークホルダーの皆様のご支援のお陰と心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルスの影響が世界的に広がる中、当社の事業については、事業によって追い風と逆風の明暗が分かれる形となりました。第21期の決算につきましては、海外事業における車両販売事業において、保守的な会計方針の下、損失処理を一括で完了するために、多額の特別損失を計上いたしました。一方、国内事業は、巣ごもり需要の追い風の中、非常に好調に推移しました。リユース事業は、創業20年目にして過去最高月商を達成、また、小型家電リサイクル事業においても、過去最高売上・利益を達成いたしました。このような状況から、新型コロナウィルスの影響による海外での損失は早期に完了させ、成長軌道に戻していけるものと考えています。当面は国内事業を中心に成長を加速させ、両事業とも営業利益10億円を超える事業に育てていく方針です。

また、リネットジャパングループは、経営理念『ビジネスを通じて「偉大な作品」を創る』を掲げ、収益と社会性の両立、ビジネスによる社会課題の解決を目指しています。昨今、SDGs、ESGへの関心が高まる中、新たに障がい者福祉の新規事業として、子会社リネットジャパンソーシャルケアを設立、障がい者用のグループホーム事業について参入していく方針です。

今後も、全社員一丸となって、新型コロナウィルスの危機を早期に乗り越え、成長を目指すことで、株主の皆様のご期待に応えていく所存です。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

リネットジャパングループのミッション

「ビジネスの力で、社会課題を解決する。」

国内事業において、都市鉱山のリサイクルや障がい者雇用の促進、海外事業において、貧困層への金融アクセスの向上（金融包摂）などに取り組んでいます。

リネットジャパングループは、国内外で3つの事業を展開!

会員数300万人を擁する日本最大級のネット中古書店

NETOFFブランドで本・CD・ゲームソフト・フィギュアを中心に多様な中古リユース商品を取り扱っています。
インターネットと宅配便を活用した無店舗型の買取・販売サービスを提供し、ローコスト・効率運営を強みとしています。

都市鉱山リサイクルと障がい者雇用の創造

使用済となったパソコンなどの小型家電に含まれる資源は“都市鉱山”と呼ばれ、資源大国並みに埋蔵されているといわれています。
当社は小型家電リサイクル法の認定を取得し、宅配便でご自宅から回収するサービスを提供、回収後の再資源化の現場では、知的障がいのある方を積極的に雇用する取り組みを展開しています。

スペシャルオリンピックス日本へのサポート

スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織です。
当社はリサイクルを通じて、国内の本部組織であるスペシャルオリンピックス日本を応援する取り組みを、環境省・自治体・企業等と連携して実施しています。

カンボジアでのファイナンス及び人材送出し事業

マイクロファイナンス事業を展開するチャムロン社では貧困層への金融アクセスの向上（金融包摂）などに取り組んでおり、人材送出し事業では、カンボジア最大の国立工科大学である「NPIC」と提携し、自動車整備士に特化した研修を行い日本へ技能実習生として送出しています。

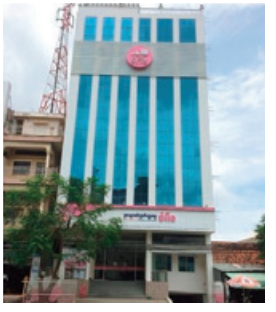

株主各位

証券コード 3556
2020年12月4日
愛知県大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパングループ株式会社
代表取締役社長 黒 田 武 志

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。なお、本年は新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことを強くお願い申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁～7頁の【議決権の行使についてのご案内】に従って、2020年12月21日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2020**年**12**月**22**日（火曜日） **午前10時**（受付開始：午前９時30分）
2 場　　所	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 **グローバルゲート　名古屋コンベンションホール　4階406会議室**
3 目的事項	**報告事項**　1．第21期（2019年10月１日から2020年９月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2．第21期（2019年10月１日から2020年９月30日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　吸収分割契約承認の件 第２号議案　取締役４名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	６頁～７頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- インターネット開示について
  下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集通知ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部です。
  ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

当社ウェブサイト（https://corp.renet.jp/）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年12月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年12月21日（月曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年12月21日（月曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

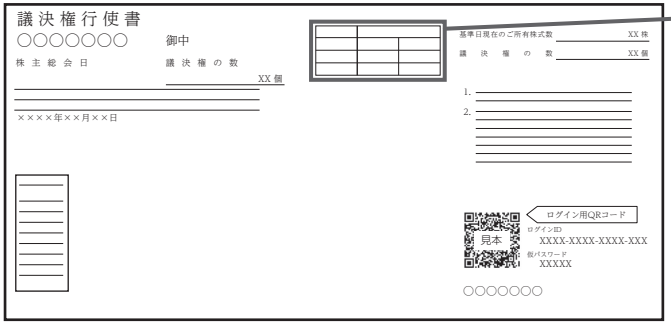

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

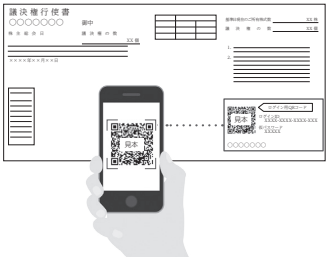

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

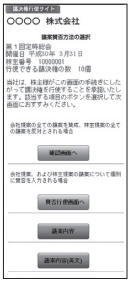

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

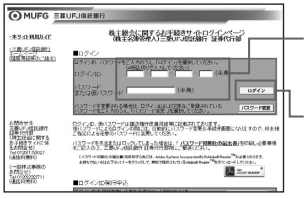

3 新しいパスワードを登録する。

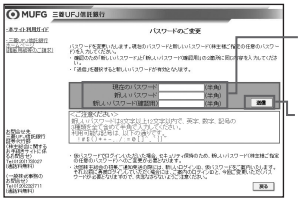

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案　吸収分割契約承認の件

1．吸収分割を行う理由

当社グループは、「宅配リサイクルで世界を変える」を企業理念に掲げ、実店舗を有しない「リユース事業」と、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクル(小型家電リサイクル)の「小型家電リサイクル事業」及びカンボジアで車両販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材送出し事業の4つの事業を展開する「海外事業」を複合的に展開し、各事業共に様々な施策の下、事業拡大を図っております。

当社グループとして、さらなる成長の加速のため、事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくにあたり、グループの組織再編により、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、グループ経営体制を強化することが必要であり、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分を行うことが可能な持株会社体制へ移行する方針を決定いたしたく存じます。

以上の目的から、当社は、2020年11月27日付けで、会社法の定める吸収分割の方法により、当社が営む一切の事業（ただし、当社がその株式または持分を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除きます。）に関して有する権利義務を当社の100%子会社であるネットオフ株式会社（以下「承継会社」といいます。）に承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）を内容とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を、承継会社との間で締結いたしました。

本吸収分割に伴い、会社法第783条第1項の規定により、本吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

2．吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書

リネットジャパングループ株式会社（以下、「甲」という。）とネットオフ株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（会社分割の方法）
　甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙１記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙２記載の権利義務を承継させる（以下、「本件分割」という。）。

第２条（当事者）
　本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。
　(1)甲（吸収分割会社）
　　商号：リネットジャパングループ株式会社
　　住所：愛知県大府市柊山町三丁目33番地
　(2)乙（吸収分割承継会社）
　　商号：ネットオフ株式会社
　　住所：愛知県大府市柊山町三丁目33番地

第３条（本件分割の対価）
　乙は、本件分割に際し、甲が乙に承継させる権利義務の対価を支払わない。

第４条（分割承認総会）
　１．甲は、2020年12月22日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。但し、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。
　２．乙は、会社法第796条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件分割を行う。

第５条（効力発生日）
　本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（財産の管理）
　１．甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
　２．乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第７条（権利義務の承継）

１．甲は、2020年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙２に定める）を効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

２．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第８条（競業避止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第４条第1項に定める甲の株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を２通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各１通を所持する。

2020年11月27日

（甲）　愛知県大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパングループ株式会社
代表取締役社長　黒田 武志

（乙）　愛知県大府市柊山町三丁目33番地
ネットオフ株式会社
代表取締役社長　黒田 武志

別紙１

乙が承継する本件事業

甲が営む一切の事業（ただし、甲がその株式または持分を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除く。）

別紙２

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

（1）乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、売掛金、商品、前払費用及びその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定資産

本件事業に係る構築物、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、その他固定資産、長期前払費用、投資その他の資産及びその他の資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

（2）乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、リース債務、未払金、未払費用及びその他の負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定負債

本件事業に係るリース債務及びその他の負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

（3）雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

本件事業に係る甲に従事する従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

②その他の契約

本件事業に係るリース契約、その他の契約における契約上の地位。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

3．会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

（1）会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、当社に対して承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから相当であると判断しております。

（2）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社の設立の日の貸借対照表（2020年11月18日）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000,000	負債合計	0
現預金	10,000,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債及び純資産合計	10,000,000

（3）承継会社についての会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものはありません。

（4）当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものはありません。

第２号議案　取締役４名選任の件

本株主総会終結の時をもって現任の取締役全員４名（うち社外取締役１名）が任期満了となります。つきましては取締役４名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	黒田（くろだ）　武志（たけし） （1965年11月５日生）	1989　年４月　トヨタ自動車株式会社　入社 1998　年４月　株式会社ブックオフウェーブ設立　代表取締役社長 2000　年７月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2008　年７月　株式会社ブックチャンス設立　代表取締役社長 2011　年12月　ネットオフ・ソーシャル株式会社設立　代表取締役社長（現任） 2013　年３月　リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）設立　代表取締役（現任） 2018　年１月　METREY HR CO., LTD.（現RENET（CAMBODIA）HR CO.,LTD.）　Director（現任） 2018　年２月　RENET JAPAN（CAMBODIA）CO., LTD.設立　Chairman 2018　年９月　CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.　Chairman（現任） 2019　年５月　RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD. 設立　Director（現任） 2019　年５月　MOBILITY FINANCE（CAMBODIA）PLC.　Chairman（現任） 2019　年10月　PREVOIR（KAMPUCHEA）MICRO LIFE INSURANCE PLC. Chairman　（現任） 2020　年７月　リネットジャパンHR株式会社　代表取締役（現任） 2020　年８月　リネットジャパンソーシャルケア株式会社　代表取締役（現任）	2,374,500株
	取締役候補者とした理由 当社創業者として、宅配リサイクルという新たな事業領域から、リユース事業、小型家電リサイクル事業、海外事業を展開し、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	中村（なかむら）　俊夫（としお） （1977年 10 月28日生）	2000　年 4 月　株式会社大阪有線放送（現株式会社USEN）　入社 2005　年11月　当社入社 2013　年 7 月　当社　ネットリサイクル事業部　執行役員 2017　年10月　当社　ネットリサイクル事業部　常務執行役員 2017　年12月　リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）　取締役 2018　年12月　当社　取締役 2020　年 1 月　リネットジャパンリサイクル株式会社　代表取締役社長（現任）	－株

取締役候補者とした理由
中村俊夫氏は、当社において小型家電リサイクル事業を立ち上げ時より担当し、各省庁・各関連団体との対応、事業の収益力向上に向けた各種施策を考案し、昨年度は同事業の代表取締役社長として事業の大幅黒字化を達成。同事業に対する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役就任後は小型家電リサイクル事業のほか、リユース事業を担当します。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	松尾（まつお）　俊哉（としや） （1963年 6月23日生）	1988　年 4 月　山一證券株式会社　入社 1992　年 4 月　マークテック株式会社　入社 2007　年 4 月　楽天株式会社　入社 2013　年 3 月　トランスコスモス株式会社　入社 2014　年 4 月　transcosmos Thailand co., Ltd. 取締役 2014　年 5 月　Ookbee Co., Ltd. 取締役 2015　年 5 月　OOKBEE MALL（THAILAND）CO., LTD.　CEO 2015　年 9 月　グランドデザイン株式会社　取締役 2019　年 7 月　当社入社　カンボジア事業部上級執行役員 2019　年12月　MOBILITY FINANCE（CAMBODIA）PLC.　Director　（現任） 2020　年 1 月　RENET JAPAN（CAMBODIA）CO.,LTD.　Chairman（現任） 2020　年 8 月　RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD. Director（現任）	－株

取締役候補者とした理由
松尾俊哉氏は、マークテック株式会社、楽天株式会社、トランスコスモス株式会社等にて、主にASEANでの投資、PMI新規事業開発、現地パートナーとの事業連携構築等、長年の海外駐在経験における豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役就任後は海外事業を担当いたします。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	高橋（たかはし）　義孝（よしたか） （1965年５月31日生）	1990　年４月　アンダーセンコンサルティング　入社 1994　年３月　ジーエフシー株式会社　入社 1999　年４月　個人経営コンサルタント業　開始 2008　年７月　株式会社ブックチャンス　取締役 2008　年８月　当社　社外取締役（現任） 2013　年３月　リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）　取締役（現任） 2018　年９月　CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.　Director（現任） 2019　年５月　MOBILITY FINANCE（CAMBODIA）PLC.　Director　（現任） 2019　年10月　PREVOIR　（KAMPUCHEA）MICRO LIFE INSURANCE PLC. Director　（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 高橋義孝氏は、長年にわたるコンサルタントとして各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．高橋義孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は2008年８月より当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年４ヶ月となります。

３．当社は、社外取締役候補者である高橋義孝氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社と同氏の間で、当該契約を継続する予定であります。

４．高橋義孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。

以上

添付書類

事業報告（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により政府から発出された緊急事態宣言の解除に伴い、段階的な経済活動の回復がみられましたが、新型コロナウイルスの第２波の到来等、世界経済の減速懸念が増大し、国内外ともに依然先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社におきましては、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり需要により、小型家電リサイクル事業・リユース事業では創業以来の月間最高収益・最高利益を更新しました。一方で、車両割賦販売事業・リース事業では、カンボジア経済の先行きが不透明であることから新規与信の停止、ならびにカンボジア中央銀行からの返済リスケジュール要請などにより両事業においては売上の大幅な減少となり、海外事業全体では営業収益・営業利益ともに、大変厳しい結果となりました。また、返済リスケジュールによる回収不足額等に備え、貸倒引当金繰入額等の特別損失1,711,685千円を計上する結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益6,836,184千円（前連結会計年度比20.2％減）、営業利益214,061千円（同50.2％減）、経常利益241,642千円（同37.4％減）、親会社株主に帰属する当期純損失1,602,569千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益247,264千円）となりました。

営業収益	68億 36百万円 （前期比 20.2 ％減）	営業利益	2億 14百万円 （前期比 50.2 ％減）
経常利益	2億 41百万円 （前期比 37.4 ％減）	親会社株主に帰属する当期純損失	16億 2百万円

≪海外事業≫

当事業は、社会貢献活動の一環としてカンボジア王国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジア王国で活用させる事業をJICAとともに始めたことを端緒としております。現在では、車両割賦販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材の送出し事業の４つの事業を展開するとともに、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICAとも共同し、カンボジア王国内における国際協力活動にも参画しております。

（車両割賦販売事業・リース事業）

カンボジアでは中古の車両、農機具に対する需要が旺盛だったことから、車両仕入・割賦販売を行う100%現地子会社のRENET JAPAN（CAMBODIA）CO.,LTD. を設立し順調に販売台数を伸ばしておりました。また、現地では車両リースのニーズも高いことから、当社51%：SBIホールディングス株式会社49%の出資比率にて、カンボジアにおけるリース会社MOBILITY FINANCE（CAMBODIA） PLC.の株式を取得し、カンボジアにおける車両リースの需要の取り込みを進めてまいりました。

下期においては、カンボジア王国内においても新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕在化し、先行きの経済状況が不透明であることから新規与信の停止、ならびにカンボジア中央銀行からの返済リスケジュール要請の対応などにより、両事業においては売上の大幅減少となりました。

（マイクロファイナンス事業）

カンボジアにおける当社の社会貢献活動が認められ、フランスのNGO団体が運営するカンボジア国内のソーシャル・マイクロファイナンス機関であるCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の株式を取得し、引き続き貧困層の金融包摂（ファイナンシャル・インクルーション）に取り組むことで社会的な課題解決を図る事業に参入しております。

同社はカンボジア国内に営業拠点として21の本支店（2020年9月末）を有しており、マイクロファイナンスの需要が高いカンボジアにおいて更なる成長が期待され、営業収益は堅調に推移しました。

（人材の送出し事業）

カンボジア政府の要請により、カンボジア政府が管轄する職業訓練学校内で「機械整備コース」を開講し、人材育成を行ってきたことをきっかけに、カンボジア技能実習生の日本へ送り出しを行う現地法人として、現地のパートナー企業とRENET（CAMBODIA）HR CO.,LTD（旧METREY HR CO.,LTD.）（当社持分36.5%）を設立し、自動車整備士を育成することにより、日本国内における人材不足解消とカンボジア国民の働き口創出を推進しております。

同社は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて日本政府による外国人への一時的なビザ発給停止等の政策によりカンボジア王国からの出国が出来なくなったことから、大きな影響を受けました。

以上の結果、当セグメントの営業収益は1,760,816千円（前連結会計年度比60.7%減）、セグメント損失は129,373千円（前連結会計年度は営業利益518,271千円）となりました。

≪小型家電リサイクル事業≫

当事業は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許を取得し、インターネットと宅配便を活用し、全国283の自治体（2020年11月2日現在）と提携の上、行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルとなっております。ユーザーからの申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンを廃棄するユーザー向けにデータ消去サービス等のオプションサービスを有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を中間処理会社等に売却する、インターネットプラットフォーム型の都市鉱山リサイクルサービスを提供しております。

当事業が属するリサイクル業界において、新型コロナウイルスの感染拡大期には、在宅率が上昇し家庭内の片付け等が進んだことにより、廃棄物の排出量等が増加しました。このような環境の下、各自治体と協定締結による連携を着実に拡大することで、行政サービスの一環としての使用済小型電子機器等の宅配回収の普及を進めて、住民へのサービス認知度を向上させたことにより、当セグメントの営業収益は1,161,893千円（前連結会計年度比95.1%増）、セグメント利益は325,325千円（同979.3%増）へ前連結会計年度と比べて大幅に増加し、当社グループの主力事業の柱として成長しました。

≪リユース事業≫

当事業は、『宅配リサイクルで世界を変える』を企業理念のもと、創業からの事業として、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やアマゾンなど提携会社の運営サイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面の宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。

当事業が属するリユース業界において、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が急激に加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。当期はコロナ禍による巣ごもり需要の影響を受け、インターネットによる買取・販売件数の拡大がさらに伸張、売上高は創業以来最高を記録、販売点数、営業収益が増加しました。また、自宅での巣ごもりで需要が高まったコミックのセット品やゲームソフト等の高単価商材を中心に単価の向上も見られ粗利益率が改善し、販管費の抑制施策の実施による収益性の改善により、当セグメントの営業収益は3,913,475千円（前連結会計年度比12.1％増）、セグメント利益は544,825千円（同59.8％増）となり、こちらも操業以来最高となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、主としてリユース事業の申込フォーム等のシステム投資額40,328千円であり、第1商品センター仕分ライン投資額17,475千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行並びに取引金融機関より借入金及び社債発行により、4,436,097千円の資金調達を実施しました。

④ 企業結合等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分		第18期 (2017年９月期)	第19期 (2018年９月期)	第20期 (2019年９月期)	第21期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
営業収益	(千円)	3,708,183	4,535,871	8,569,502	6,836,184
営業利益	(千円)	49,262	8,068	429,782	214,061
経常利益	(千円)	47,174	48,836	386,244	241,642
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	62,922	23,838	247,264	△1,602,569
１株当たり当期純利益	(円)	7.16	2.63	25.25	△148.98
総資産	(千円)	2,423,893	4,646,842	7,621,134	9,500,193
純資産	(千円)	860,577	928,508	2,579,066	1,691,135

(注) 1.当社は、2017年２月６日開催の取締役会決議に基づき、2017年３月１日付で株式１株につき５株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第20期の期首から適用しており第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

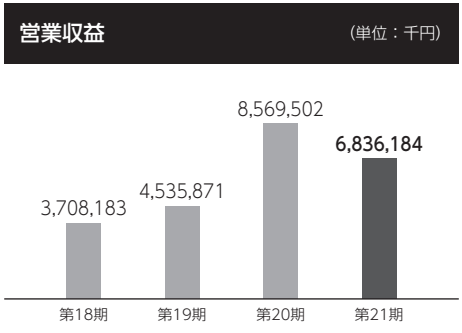

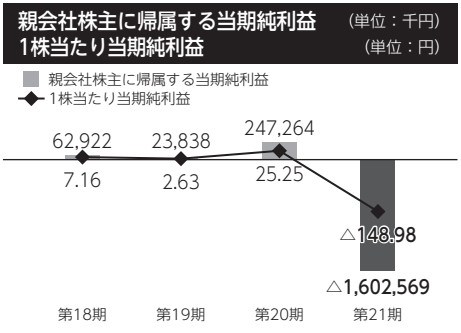

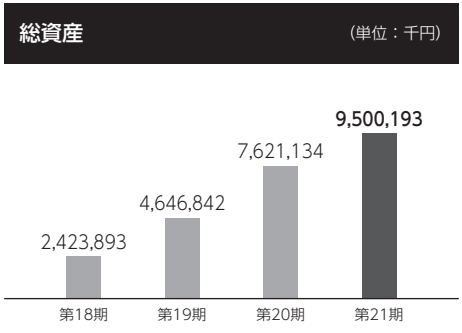

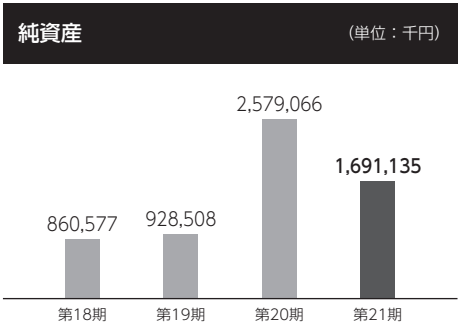

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
リネットジャパンリサイクル株式会社	95百万円	100.0%	使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル事業
ネットオフ・ソーシャル株式会社	1百万円	100.0%	広告代理店事業
リネットジャパンHR株式会社	5百万円	100.0%	人材の受入れ事業
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	10百万円	100.0%	グループホーム事業
RENET JAPAN（CAMBODIA）CO.,LTD.	1,000千米ドル	100.0%	車両割賦販売事業
MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.	4,584千米ドル	51.0%	リース事業
CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.	9,052百万リエル	100.0%	マイクロファイナンス事業
PREVIR（KAMPUCHEA）MICRO LIFE INSURANCE PLC.	3,922千米ドル	1.0%	マイクロ保険事業
RENET（COMBODIA）HR CO.,LTD.	50千米ドル	36.5%	人材の送出し事業

（注）1.リネットジャパン株式会社は2020年1月20日付でリネットジャパンリサイクル株式会社へ商号を変更しております。
2.リネットジャパンHR株式会社は2020年7月10日に設立した連結子会社であります。
3.リネットジャパンソーシャルケア株式会社は、2020年8月28日に設立した連結子会社であります。
4.METREY HR CO.,LTD.は2020年6月10日付でRENET（COMBODIA）HR CO., LTD.へ商号を変更しております。
5.RENET（COMBODIA）HR CO., LTD.は、当社の議決権比率が36.5%でありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題として、以下に取り組んでまいります。

① コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

海外事業の急激な伸長・停滞などにより、当社グループの継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき課題と認識しております。さらなるコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

② 人材の確保及び育成

当社は、事業上、古物営業法における古物商の資格を得た買取・販売の特殊な業態であり、この業態の技術と知識の習得は一定期間の時間を要します。特に、ブランド品やフィギュア等のホビー品の買取には、その真贋や適正な価格の提示のため専門知識を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。また、インターネットを通じた買取・販売のサービスを提供しており、これらのマーケティング戦略についても同様に、高度な技術と知識を要することから、相応の専門性を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題と認識をしております。

海外事業の業容拡大に伴い、グローバル化に対応すべく、国籍・年齢・性別を問わず、事業の安定化と更なる成長のために、優秀な人材の確保・育成に努め、ダイバーシティ推進のための取り組みを進め、社員の継続的な教育・育成に努めてまいります。

③ より安全なサービスの提供

プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。また、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、カード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化等の対策を継続的に実施しております。今後も引き続き、不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年９月30日現在)

事業	内容
海外事業	社会貢献活動の一環としてカンボジア国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジアで活用させる事業をJICAとともに始めたことをきっかけとし、現在では、車両割賦販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材の送出し事業の４つの事業を展開しております。また、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICAとも共同し、カンボジア国内における国際協力活動にも参画しております。
小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法の事業会社の認定事業者として、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を有償で宅配回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスも有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等をリユース販売又はこれらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却する、インターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。
リユース事業	NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やアマゾンなど提携会社の運営サイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルの宅配買取・販売サービスを顧客に提供を行っております。

(6) 主要な事業所 (2020年９月30日現在)

① 当社

名称	所在地
第１商品センター	愛知県大府市
第２商品センター	愛知県大府市
名古屋本社	愛知県名古屋市中村区
東京支社	東京都千代田区

② 子会社

名称	所在地
リネットジャパン株式会社	愛知県大府市
ネットオフ・ソーシャル株式会社	愛知県大府市
リネットジャパンHR株式会社	愛知県名古屋市
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	愛知県大府市
RENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.	カンボジア王国プノンペン市
MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.	カンボジア王国プノンペン市
CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.	カンボジア王国プノンペン市
PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSUANCE PLC.	カンボジア王国プノンペン市
RENET (COMBODIA) HR CO.,LTD.	カンボジア王国プノンペン市

(7) 使用人の状況 (2020年９月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
海外事業	407 (−) 名	119名増 (3名減)
小型家電リサイクル事業	15 (12)	6名増 (12名増)
リユース事業	63 (151)	12名増 (27名増)
本社	24 (1)	12名増 (−)
合計	509 (164)	149名増 (36名増)

(注) 1．使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
3．海外事業は新規連結に伴う増加(92名) が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115 (164) 名	32名増 (39名増)	36.7歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年９月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社百五銀行	604,185
SBIソーシャルレンディング株式会社	577,650
株式会社みずほ銀行	443,360
株式会社大垣共立銀行	441,216
株式会社十六銀行	424,348
株式会社広島銀行	370,270

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年９月30日現在)

① **発行可能株式総数** **20,000,000株**
② **発行済株式の総数** **11,620,100株**
③ **株主数** **6,421名**
④ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
黒田　武志	2,374,500株	20.43%
合同会社ＴＫコーポレーション	495,000	4.25
株式会社ＳＢＩ証券	460,500	3.96
丸本　桂三	454,400	3.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	335,400	2.88
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	236,600	2.03
豊田通商株式会社	221,500	1.90
BNY GCM CLIENT JPRD ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	173,290	1.49
鈴木　春美	160,000	1.37
野村信託銀行株式会社（信託口）	140,400	1.20

（注）持株比率は自己株式（68株）を控除して計算しております。

所有者別の株式保有比率

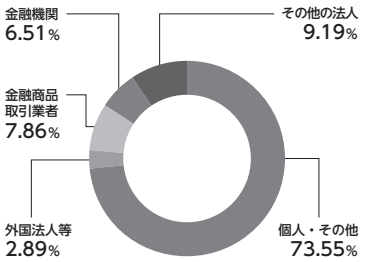

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

1. 第12回新株予約権（2014年12月25日株主総会決議）

新株予約権の数　130個（新株予約権１個につき500株）
新株予約権の払込金額　１個につき160,000円
新株予約権の行使価額　１個につき160,000円
新株予約権の行使期間　2016年12月26日から2022年１月15日まで
保有人数及び新株予約権の数　当社取締役３名　39個、当社社外取締役１名　５個
当社社外監査役２名　６個

新株予約権の行使条件

イ　本新株予約権者は、当社が株式を公開する日までは、権利を行使することができない。
ロ　当社の株式公開日以後１年を経過する日までは、権利を付与された株式数の３分の１について権利を行使することができる。
ハ　当社の株式公開日以後１年を経過する日の翌日から１年を経過する日までは、権利を付与された株式数の３分の２について権利を行使することができる。
ニ　当社の株式公開日以後２年を経過する日の翌日から2022年１月15日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

2. 第13回新株予約権（2016年9月26日取締役会決議）

新株予約権の数　1,151個（新株予約権１個につき500株）

新株予約権の払込金額　１個につき100,000円

新株予約権の行使価額　１個につき100,000円

新株予約権の行使期間　2016年10月12日から2026年10月11日まで

保有人数及び新株予約権の数　当社取締役１名　1,151個、当社社外取締役０名　０個
当社監査役０名　０個

新株予約権の行使条件

イ　新株予約権者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額の110％（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）にて、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。

(a)行使価額の30％を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b)行使価額の30％を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてＤＣＦ法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30％を下回ったとき。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30％を下回る価格となったとき。

ロ　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田　武志	経営全般 リネットジャパンリサイクル株式会社　代表取締役 ネットオフ・ソーシャル株式会社　代表取締役 リネットジャパンHR株式会社　代表取締役 リネットジャパンソーシャルケア株式会社　代表取締役 CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.　Chairman MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.　Chairman PREVOIR（KAMPUCHEA）MICRO LIFE INSURANCE PLC.　Chairman RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE.LTD.　Chairman
取締役	佐藤　　亮	グループ支援本部、ネットオフ事業本部担当
取締役	加藤　祐宣	海外事業担当 リネットジャパンHR株式会社　代表取締役 RENET（COMBODIA）HR CO.,LTD.　Director
取締役	高橋　義孝	リネットジャパン株式会社　取締役 CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.　Director MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.　Director PREVOIR（KAMPUCHEA）MICRO LIFE INSURANCE PLC.　Director
常勤監査役	野村　政弘	
監査役	原　　陽年	アーゲル・コンサルティング株式会社　取締役 株式会社アイスタイル　監査役
監査役	中井　英一	株式会社中井ビジネスコンサルタント　代表取締役

（注）１．高橋義孝氏は、社外取締役であります。
２．原陽年氏、中井英一氏は、社外監査役であります。
３．原陽年氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、高橋義孝氏及び原陽年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

（当事業年度に係る報酬等の総額）

区分	人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1名)	72,752千円 (4,050千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	7,800千円 (4,800千円)
合計 （うち社外役員）	9名 (3名)	80,552千円 (8,850千円)

（注）株主総会の決議（2001年８月31日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額300百万円であり、株主総会の決議（2001年８月31日改定）による監査役報酬限度額は年額100百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
高橋　義孝	社外取締役	個人経営コンサルタント	特別の関係はありません
原　　陽年	社外監査役	アーゲル・コンサルティング株式会社　取締役 株式会社アイスタイル　監査役	特別の関係はありません
中井　英一	社外監査役	株式会社中井ビジネスコンサルタント　代表取締役	特別の関係はありません

ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高橋　義孝	当事業年度に開催された取締役会26回全てに出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	原　　陽年	当事業年度に開催された取締役会26回全てに出席及び監査役会12回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	中井　英一	当事業年度に開催された取締役会26回中25回の出席及び監査役会12回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査役会の議案審議等に必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

（取締役の責任限定契約）

当社は、定款第29条において取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき社外取締役と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

（監査役の責任限定契約）

当社は、定款第39条において監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

三優監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,202千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人の提携先であるBDOに対して、監査証明業務に基づく報酬として12,455千円の支払いをしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は52,000千円、又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月１回開催する。

ロ．取締役会は、取締役会規程、取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務の意思決定を行う。

ハ．取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ニ．取締役会は、代表取締役をコンプライアンス全体の総責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、管理にあたる。

ホ．当社は、監査役を設置し、監査役は自らが定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスに関する周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性について啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。

ロ．内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証して、その結果を取締役会、代表取締役及び監査役に報告する。

ハ．当社の業務執行体制として、稟議規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程により各部門の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、部門間の相互牽制を機能させる。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会、取締役会等の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保管・管理する。

ロ．経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、文書管理規程に基づいて、記録し、保存する。

ハ．これらの管理の総責任者を管理担当取締役とする。

ニ．取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．損失の危険の管理に関して、リスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理担当役員を任命する。

ロ．各部門の所管業務に付随する損失の危険の管理は当該部門が、また組織横断的な損失の危険状況の監視及び全社的対応は管理担当取締役が担当する。

ハ．上記イの危険の管理に関する状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。

ニ．内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、損失の危険の管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

ホ．重大性、緊急性又は不測の事態が発生、又はその恐れがある場合には、遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整える。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、事業計画を策定し、代表取締役以下業務担当取締役及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

ロ．取締役会を原則として毎月１回、別途必要に応じて随時機動的に開催して、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。

ハ．社内規程の整備運用により組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社の内部監査部門は、当社及びその子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ロ．当社の子会社の管理は関係会社規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは、事前協議を行う体制を構築する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を配置する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助する使用人の指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において、監査役に帰属する。その際、取締役及び他の使用人は、指揮命令権限を有しない。

ロ．監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得た上で決定する。

⑨ 当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況を報告する。

ロ．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ロ．監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

ハ．監査役は当社が契約している監査法人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

ニ．監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

イ．「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に定めるところにより適正に保存し、管理しております。

ハ．月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規定」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。

二．監査役、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

ホ．財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株主の大量取得を目的と買付行為（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**8,449,158**
現金及び預金	2,897,045
売掛金	3,283,088
リース投資資産	238,649
商品	286,721
貯蔵品	8,262
営業貸付金	2,893,257
その他	329,779
貸倒引当金	△1,487,646
固定資産	**1,032,424**
有形固定資産	**318,553**
建物及び構築物（純額）	146,478
リース資産（純額）	70,570
その他（純額）	101,504
無形固定資産	**232,405**
のれん	80,145
ソフトウェア	118,935
その他	33,324
投資その他の資産	**481,466**
投資有価証券	18,240
繰延税金資産	54,335
その他	408,890
繰延資産	**18,610**
資産合計	**9,500,193**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**3,767,069**
買掛金	50,461
短期借入金	830,412
１年内返済予定の長期借入金	1,655,569
未払金	288,355
未払費用	182,003
未払法人税等	127,923
賞与引当金	53,384
その他	578,958
固定負債	**4,041,988**
社債	302,000
長期借入金	3,565,603
リース債務	42,828
繰延税金負債	30,842
その他	100,714
負債合計	**7,809,058**
(純資産の部)	
株主資本	**1,495,965**
資本金	1,565,305
資本剰余金	1,289,179
利益剰余金	△1,358,427
自己株式	△92
その他の包括利益累計額	**△7,173**
その他有価証券評価差額金	△6,093
為替換算調整勘定	△1,080
新株予約権	**6,190**
非支配株主持分	**196,153**
純資産合計	**1,691,135**
負債・純資産合計	**9,500,193**

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**6,124,238**
金融収益		**711,946**
営業収益合計		**6,836,184**
売上原価		**2,239,820**
金融費用		**158,862**
営業原価合計		**2,398,683**
売上総利益		**3,884,417**
営業総利益		**4,437,501**
販売費及び一般管理費		**4,223,439**
営業利益		**214,061**
営業外収益		
受取利息	93,211	
受取手数料	5,405	
助成金収入	16,304	
その他	24,488	**139,410**
営業外費用		
支払利息	53,673	
株式交付費	3,687	
支払手数料	17,445	
為替差損	24,995	
その他	12,026	**111,828**
経常利益		**241,642**
特別利益		
固定資産売却益	80	
新株予約権戻入益	142	**223**
特別損失		
固定資産除却損	21,380	
減損損失	62,676	
貸倒引当金繰入額	1,410,690	
たな卸資産評価損	216,938	**1,711,685**
税金等調整前当期純損失（△）		**△1,469,819**
法人税、住民税及び事業税	190,045	
法人税等調整額	△31,938	**158,107**
当期純損失（△）		**△1,627,926**
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		**△25,357**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△1,602,569**

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**2,863,780**
現金及び預金	1,666,796
売掛金	283,643
商品	174,322
貯蔵品	3,257
前払費用	66,904
短期貸付金	291,008
その他	377,847
固定資産	**3,735,722**
有形固定資産	**222,287**
建物	137,477
構築物	2,172
機械及び装置	14,339
車輌運搬具	4,060
工具器具備品	33,425
リース資産	30,813
無形固定資産	**139,260**
商標権	3,931
ソフトウェア	115,725
その他	19,603
投資その他の資産	**3,374,174**
投資有価証券	18,240
関係会社株式	1,338,212
出資金	20
長期貸付金	3,315,969
長期前払費用	24,330
繰延税金資産	28,575
その他	137,875
貸倒引当金	△1,489,049
繰延資産	**17,922**
株式交付費	10,494
社債発行費	7,428
資産合計	**6,617,425**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**2,631,348**
買掛金	52,337
短期借入金	699,600
１年内償還予定の社債	177,600
１年内返済予定の長期借入金	1,172,233
リース債務	11,859
未払金	193,251
未払費用	91,561
未払法人税等	83,019
前受金	10,177
預り金	15,014
賞与引当金	53,384
その他	71,311
固定負債	**2,671,621**
社債	302,000
長期借入金	2,350,766
リース債務	18,649
その他	206
負債合計	**5,302,970**
(純資産の部)	
株主資本	**1,314,357**
資本金	1,565,305
資本剰余金	1,289,179
資本準備金	1,171,569
その他資本剰余金	117,610
利益剰余金	△1,540,035
その他利益剰余金	△1,540,035
繰越利益剰余金	△1,540,035
自己株式	△92
評価・換算差額等	**△6,093**
その他有価証券評価差額金	△6,093
新株予約権	**6,190**
純資産合計	**1,314,455**
負債・純資産合計	**6,617,425**

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**4,368,531**
売上原価		**1,380,828**
売上総利益		**2,987,703**
販売費及び一般管理費		**2,983,253**
営業利益		**4,449**
営業外収益		
受取利息	178,832	
その他	8,879	**187,711**
営業外費用		
支払利息	49,365	
株式交付費	3,687	
為替差損	22,007	
その他	15,768	**90,828**
経常利益		**101,332**
特別利益		
新株予約権取崩益	142	**142**
特別損失		
固定資産除却損	21,380	
関係会社株式評価損	120,705	
貸倒引当金繰入額	1,489,049	**1,631,134**
税引前当期純損失（△）		**△1,529,659**
法人税、住民税及び事業税	32,126	
法人税等調整額	673	**32,799**
当期純損失（△）		**△1,562,459**

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会　御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　寛尚 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	八代英明 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉川雄城 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会　御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　寛尚 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	八代英明 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉川雄城 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月21日

リネットジャパングループ株式会社　監査役会

常勤監査役　野村政弘　㊞

監査役　原陽年　㊞

監査役　中井英一　㊞

監査役原陽年及び監査役中井英一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

Memo

リユース事業

NET OFF by ReNet

中長期戦略

当社メイン領域（書籍、ゲーム・メディア）におけるネット市場規模※

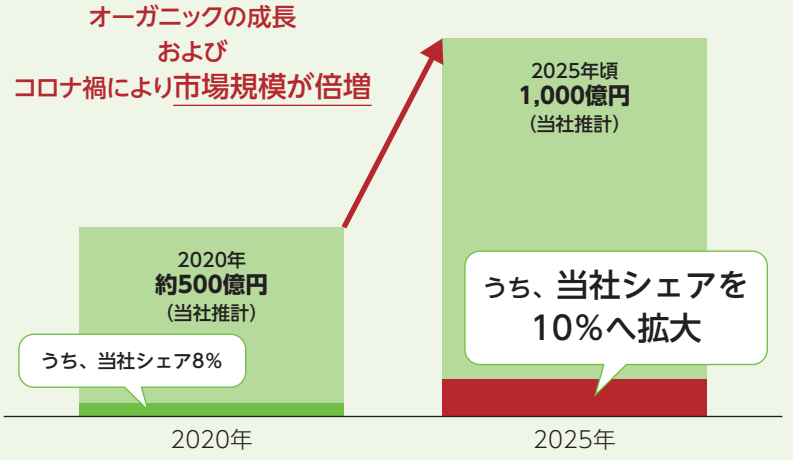

- 全体市場ではほぼ横ばい成長のリユース市場も、ネット市場に限れば急拡大市場
- 現市場で8%の当社シェアを、拡大後の市場において10%のシェア獲得を目指す

急拡大のネットリユース市場において、シェア10%を目指す打ち手

✓ コロナ禍での巣ごもりによる潜在的な顧客掘り起こしを契機に、さらなる買取拡大を図る

✓ サブスクリプションサービス「タダ本」サービスの拡充

✓ 商品センターの一部刷新によりキャパシティの大幅拡充

※出典:リサイクル通信「中古市場データブック2020」のデータを元に当社にて推計・作成

小型家電リサイクル事業

ReNet.jp recycle

中長期戦略

パソコン回収の申込拡大・収益性拡大

- 営業組織を拡充し、自治体連携拡大をスピードアップ・連携後の施策充実により、利用者数を着実に拡大（2020年12月には連携が300自治体を突破、2年後に1,000自治体との連携へ）
- マス広告を含め、広告戦略を今まで以上に強化、利用者を一気に拡大
- 新サービスの導入・回収品の資源販売等の強化による収益性の向上
- 処理施設の拡張・セキュリティ向上

小型家電回収の申込拡大

- 家電小売事業者と、新製品の販売時に旧製品を回収する仕組みを構築
- サーキュラーエコノミー・ESG経営等に取り組むメーカーと連携した、回収スキームを構築（※2020年5月、第一号案件スタート済）
- 年間10億個以上の出荷があるリチウムイオン電池を使用した製品の安全回収等、社会問題化する製品の新たな回収スキームを構築
（※2019年12月、第一号案件スタート済）

グループホーム事業

ReNet.jp social care

障がい者向けのグループホーム事業

グループホーム事業について

当社では、経営理念である「ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る。」のもと、ビジネスモデルに社会課題解決の仕組みを組み込んだ事業を展開しています。その一例として、これまで、小型家電リサイクル事業において、回収した小型家電の分解工程で知的障がいを持つ方に一般雇用の形で活躍いただき、障がいを持つ方の雇用改善・推進に取り組んできました。働く機会の創造へ貢献するなかで、日本において自立した生活を支える障がい福祉サービスが不足している点に着目し、障がいを抱え一人で生活を送ることができない人々が共同生活できる場所やサポートを提供する障がい者向けグループホーム事業に進出すべく「リネットジャパンソーシャルケア株式会社」を設立しました。

障がい者を地域社会で支えるという政策方針のもと、企業の法定雇用の義務、地域での住居の受入れについて法律制定や規制緩和の動きがあるなか、当社では2020年12月大府市内に2拠点のグループホーム開設を皮切りに、障がい者向けのグループホーム事業の拡充を目指します。

定時株主総会会場

ご案内図

日　時	2020年12月22日(火曜日) 午前10時（受付開始:午前9時30分）
会　場	グローバルゲート 名古屋コンベンションホール 4階406会議室 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
交通機関のご案内	あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分 ※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。